

【令和6年度版】

自治会・町内会 ハンドブック

～各種助成制度や資料をまとめました～



ラムサール条約湿地の佐潟

新潟市 西区

《自治会長・町内会長 変更の手続きについて》

会長が変更になった場合、区役所での手続きが必要になります。ご提出の際、下記の「必要手続チェック項目」で書類の準備をしてください。

～ 必要手続チェック項目 ～

地域課
④2
窓口に提出

★会長変更をする全自治会・町内会が提出する書類

- 自治会等設立・解散・変更届（補助制度の手引き・要綱集参照）
 - 座振替申込書（補助制度の手引き・要綱集参照）
 - 通帳の写し
 - 令和5年度決算書
- ・決算書が未確定の場合は、総会終了後にご提出ください。

★自治会・町内会が認可地縁団体の場合の追加書類

- 告示事項変更届
 - 総会資料
 - 議事録
- （詳しくは地域課までお問い合わせください。問合せ先/025-264-7172）

★自治会長が公園愛護会の代表者を兼任している場合の追加書類

- 代表者変更届
- （詳しくは建設課までお問い合わせください。問合せ先/025-264-7661）

★集団資源回収の登録をしている場合の追加書類

- 登録事項変更・廃止届
- （詳しくは区民生活課までお問い合わせください。問合せ先/025-264-7261）

★ごみ出し支援事業の登録をしている場合の追加書類

- 登録事項変更・廃止届
- （詳しくは区民生活課までお問い合わせください。問合せ先/025-264-7261）

- ※ 上記の申請は、西出張所・黒崎出張所・赤塚連絡所・中野小屋連絡所でもご提出いただけます。また、西区地域課宛てに郵送でもご提出も可能です。
- ※ 防犯灯の名義変更については、電力会社へご連絡ください。

自治会長が自主防災組織代表者を兼ねている場合で、それぞれの代表者が変更になる場合は、自治会等変更届を地域課に提出する際にお伝えいただければ、総務課への提出は不要です。

自治会・町内会が認可地縁団体の場合、会長が変更になった場合のほか、規約や事務所の所在、区域の変更の場合も手続きが必要となります。詳しくは地域課までお問い合わせください。問合せ先/025-264-7172

自治会・町内会ハンドブック 目次

第1章	自治会・町内会について	1
第2章	自治会・町内会活動に際して	10
第3章	自治会・町内会等への主な助成制度等	14
第4章	自治会・町内会のよくあるQ&A	33
第5章	資料編	45
第6章	西区役所 窓口・業務のご案内	65
第7章	主な事務の年間予定	67

各申請様式はホームページにも掲載しています。

○アドレス ⇒ <https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/govTop.do>

○新潟市のホームページからも検索できます。

「新潟市トップページ>よくご利用いただく情報から探す>助成・手当」
助成・手当のページの一番下にある「申請・届出の総合窓口」のバナーを
クリックしてください。

キーワード検索に補助金名を入力して、検索してください。

